

湖北広域行政事務センター

新一般廃棄物処理施設整備運営事業

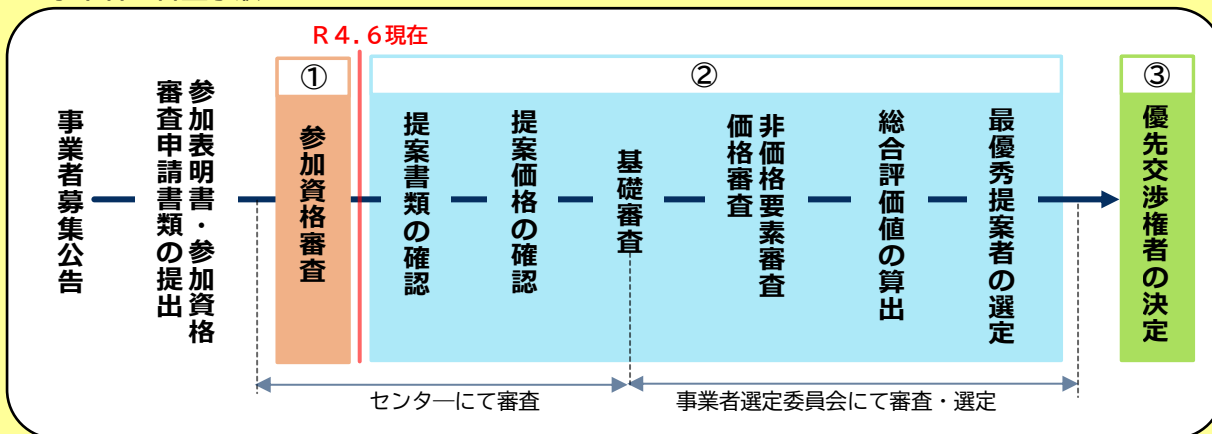
優先交渉権者決定の手順について

優先交渉権者とは？

公募型プロポーザル方式※において、提案書類を審査・評価され、最優先順位となった民間事業者のことを言います。事業契約等の締結において、優先的に交渉できる権利を持ちます。

※公募型プロポーザル方式については、TopicsVol.21、22 をご覧ください。

－事業者の審査手順－



①参加資格審査	センターは、応募者から提出される参加資格審査に関する書類をもとに、応募者が満たすべき参加資格要件について審査します。
②提案審査	<p>(1) 提案書類の確認 センターは、応募者に求めた提案書類が全て揃っていることを確認します。</p> <p>(2) 提案価格の確認 センターは、提案金額書に記載された提案価格が提案限度額を超えていないことを確認します。</p> <p>(3) 基礎審査 センターは、提案書類に記載された内容が、基礎審査項目を満たしていることを確認し、選定委員会に報告します。</p> <p>(4) 非価格要素審査及び価格審査 ①非価格要素審査 選定委員会は、応募者から提出された提案書類の各様式に記載された内容について審査を行い、審査項目ごとに得点化します。 ②価格審査 選定委員会は、応募者から提出された提案金額書に記載された提案価格(税抜)について算定式(定量化限度額を設定)に基づき、得点化します。</p> <p>(5) 総合評価及び最優秀提案者の選定 選定委員会は、非価格要素審査の得点及び価格審査の得点の合計(総合評価値)が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。</p>
③優先交渉権者の決定	センターは、選定委員会の選定結果をもとに優先交渉権者を決定します。

※詳細は、センターホームページ(<http://www.kohoku-kouiki.jp/topics/新施設整備事業.html>)をご覧ください。